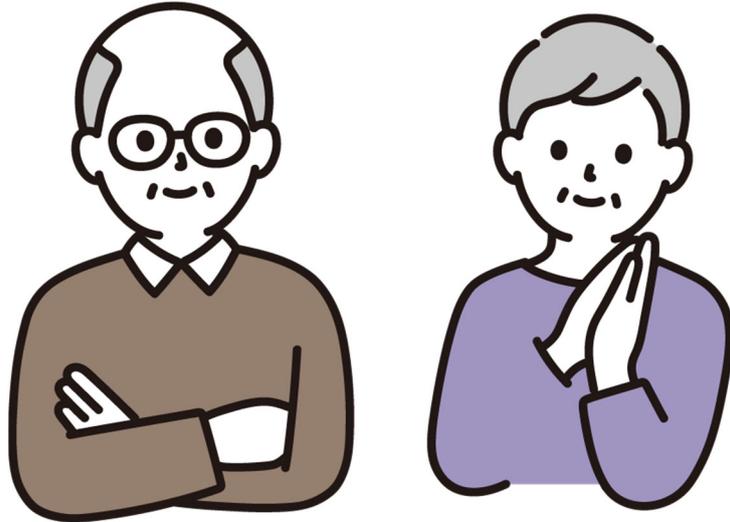


令和8年度 市川市高齢者クラブ 補助金の手引き



高齢者クラブ会員の皆様へ

日頃から市川市の高齢者福祉の取り組みに御協力いただき誠にありがとうございます。
ございます。

この「高齢者クラブ補助金の手引き」には、補助金の申請から交付、年度終了後の報告までの手続き等に関する事を記載しております。お手続きの際の参考に
していただければ幸いです。

提出期限: 令和 8 年 4 月 24 日 (金)

提出先: 〒272-8501 市川市 地域共生課

市川市 地域共生課
(047-712-8518)

<目次>

| | |
|---|--------|
| 1 補助金の目的..... | 1ページ |
| 2 補助の対象となる高齢者クラブ | |
| 3 補助金の算定方法 | |
| 4 書類の提出について..... | 2ページ～ |
| 5 補助金の交付スケジュール..... | 3ページ |
| 6 よくある質問..... | 4ページ～ |
| 7 市川市公式 Web サイトからの書類のダウンロードについて..... | 5ページ |
| 8 書類作成時の参考資料 | |
| (1)活動の区分について(No.1-2、2-2 関係)..... | 6ページ |
| (2)補助対象経費について(No.1-3、2-3 関係)..... | 8ページ～ |
| (3)市川市高齢者クラブ補助金額(令和8年度早見表)(2-3 関係)..... | 12ページ～ |
| 9 参考資料 | |
| ・ 令和8年度市川市高齢者クラブ連合会分担金額早見表..... | 14ページ |
| ・ 高齢者クラブおすすめ講師情報..... | 16ページ～ |
| ・ 高齢者クラブ活動事例紹介..... | 18ページ～ |
| ・ 補助金申請書類 よくある書き間違い..... | 20ページ～ |
| ・ 市川市高齢者クラブ補助金交付規則..... | 22ページ～ |
| ・ 公益財団法人全国老人クラブ連合会より..... | 24ページ |

1 補助金の目的

本市では、高齢者クラブの運営を助成し、高齢者福祉の増進を図る目的として、補助金を交付しています。

2 補助の対象となる高齢者クラブ

以下の条件を満たした団体が高齢者クラブ補助金の対象となります。

- (1) 生活と地域を豊かにする活動を行うため、高齢者が自主的に組織していること。
- (2) いかなる政治団体又は宗教団体にも属していないこと。
- (3) 会員の年齢は、おおむね60歳以上であること。
- (4) 活動が円滑に行われる程度の市内の一定区域内に住む者で構成されていること。
- (5) 会員数は、20人以上であること。
- (6) 会費によって運営されていること。

※詳しくは23ページの「市川市高齢者クラブ補助金交付規則」をご覧ください。

3 補助金の算定方法

その年の4月1日時点の会員数に応じて、補助金を交付しています。

$$\text{年間 } 62,000\text{円} + [(\text{会員数} - 20\text{人}) \times 500\text{円}] = \text{補助金額}$$

※会員数について、以下の方は人数に含むことはできません。

- ・55歳未満の方
- ・市川市外に住所を有する方
- ・複数のクラブに所属している方で、既に別のクラブの人数に含まれている方
(どちらの高齢者クラブで人数に含めるか、クラブ間で調整してください。)

4 書類の提出について

(1)提出書類

① 申請書類一式

令和7年度分の実績報告

- No.1-1 高齢者クラブ事業実績報告書
- No.1-2 令和 7 年度事業報告書
- No.1-3 令和 7 年度収入支出決算書

令和8年度分の補助金申請

- No.2-1 市川市高齢者クラブ補助金交付申請書
- No.2-2 令和 8 年度事業計画書
- No.2-3 令和 8 年度収入支出予算書
- No.2-4 会員名簿・年齢別等状況表
(会員名簿について、必要な項目の記載があれば任意様式で問題ありません。)
- No.3 市川市高齢者クラブ補助金交付請求書
- No.4 高齢者クラブ 補助金申請書類作成の補助資料

②(改正があった場合のみ)会則

③(全クラブ)預金通帳の表紙のコピー

銀行名、支店名、口座振込番号、口座名義人がわかるようにコピーを提出してください。(表紙と一枚目など)

※3月末で解散するクラブについて

令和 7 年度分の実績報告(No.1-1~No.1-3)のみご提出ください。
また、解散する旨を地域共生課までお伝えください。

(2)提出方法

同封の提出用封筒に入れて、‘郵送’または‘地域共生課へご持参’ください。

※その他の部署(行徳支所・大柏出張所・行政サービスセンターなど)では受付出来ません。

※提出用封筒の裏側に、団体名を記入し、チェックリストに してください。

(3)提出先

- ・郵送の場合:同封の提出用封筒に切手を貼り、そのままご郵送ください。
- ・持参の場合:市川市役所 第一庁舎 3階 地域共生課へお持ちください。

(4)提出期限

令和 8 年 4 月 24 日 (金)

(5)留意事項

- ①令和7年度の決算報告と、令和8年度の申請を併せて行っていただきます。
- ②提出書式につきましては、手書き、パソコンどちらでも構いません。
(書式のダウンロードについては、5ページをご参照ください。)
- ③書類内容について地域共生課から問合せをすることがあります。
提出書類について高齢者クラブでも必ず控えを保管してください。
※控えはコピー、説明会で配付した予備に写すなど、いずれでも構いません。
- ④書類内容に不備があった場合、クラブの会長または様式 No.4 に記載いただいた申請書類作成担当者の方にご連絡いたします。内容によっては、再提出を依頼する場合があります。
- ⑤提出期限までに、書類の作成が困難なクラブは、地域共生課までご連絡ください。
- ⑥書類を訂正する場合には、訂正箇所に二重線を引いて署名(フルネーム)又は訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用できません。

5 補助金の交付スケジュール

| 時期 | 高齢者クラブ | 市川市 |
|---------------|--|-----------------------|
| 令和8年2月 | | 補助金説明会 補助金関係書類配付 |
| 令和8年4月 | 申請書類一式の提出 ・令和7年度分の実績報告 ・令和8年度分の補助金申請 (提出期限:令和8年4月24日) | 書類内容の確認 |
| 令和8年6月以降(予定)～ | | 補助金交付決定ののち 順次振込み予定 |

※補助金交付の決定通知は、高齢者クラブ理事会を通して各クラブにお渡し予定です。

6 よくある質問

| ご質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>申請した補助金の振り込みは、いつ頃になりますか。</p> | <p>●書類の修正がないクラブから順に6月中旬頃～8月上旬頃に振込を行います。</p> <p>●書類の修正が必要なクラブの補助金は、修正完了後、順次の振込となります。</p> |
| <p>書類は任意の様式でよいでしょうか。</p> | <p>名簿については、任意の様式で構いません。それ以外の書式は、地域共生課でお渡ししている様式に合わせてください。様式は市川市公式 Web サイトからダウンロードできます。</p> |
| <p>書類を訂正する場合、サイン又は訂正印は会長名で良いのでしょうか。</p> | <p>会長名でお願いします。</p> |
| <p>提出書類のうち、No1-3とNo2-3について、A3 で配付されました。パソコンで作成する場合、自宅のプリンターではA4しか印刷できません。A4で提出して良いのでしょうか。</p> | <p>提出時の紙のサイズは A3、A4 どちらでも構いません。</p> |
| <p>なぜ名簿を提出する必要があるのでしょうか。</p> | <p>補助対象となるクラブは市内在住の 60 歳以上で構成された 20 人以上のクラブです。要件を確認するため、提出いただいております。</p> |
| <p>会員名簿が男女別となっている理由は何ですか。</p> | <p>以前は名簿に加えて「年齢別状況表」という資料を作成いただいております。作業のご負担を考え、令和6年度分の書類より様式を一つにまとめております。集計の関係上、男女を分ける様式としております。</p> |

| ご質問 | 回答 |
|---|---|
| 書類の提出が間に合いません。どうすればよいでしょうか。 | 地域共生課へご連絡ください。 地域共生課 連絡先 TEL:047-712-8518 |
| 書類の書き方がよく分かりません。 | ご不明点は地域共生課へご連絡ください。 地域共生課 連絡先 TEL:047-712-8518 |
| ★会費、市補助金、分担金を計算するときの人数は、それぞれ異なる場合がありますと聞きました。どのように計算するのですか？ | ★P.13【記載の際の留意点】を掲載しております。ご参考としてください。 |
| <u>今年度末でクラブを解散する予定です。手続き方法を教えてください。</u> | <u>解散に伴う手続きはありませんが、地域共生課へご連絡をお願いします。</u> 地域共生課 連絡先 TEL:047-712-8518 ※来年度の補助金申請を行わない場合も、今年度分の実績報告の提出は必要です。 ※なお、年度途中でクラブを解散する場合は、解散届を提出のうえ補助金の返還が必要です。 |

7 市川市公式 Web サイトからの書類のダウンロードについて

市川市公式Webサイトから書類のダウンロードが可能です。是非ご利用ください。提出時の紙のサイズは A3、A4 どちらでも構いません。

「市川市 高齢者クラブ」で検索
(市川市公式 Web サイト:ホーム>暮らし>高齢者・介護>生きがい>高齢者クラブ)

URL:<https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1111000006.html>

8 書類作成時の参考資料

(1) 活動の区分について (No.1-2、2-2関係)

| 活 動 | 内 容 |
|-------------------------|--|
| 1. 教養活動 (学習活動) | <ul style="list-style-type: none"> ・講演会・研修会・学習会の開催及び参加 ・パソコン教室、カルチャー教室等の開催及び参加 ・社会見学、古跡・歴史等の研究活動 ・料理教室の開催及び参加  |
| 2. 生きがいのための活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション活動(囲碁・将棋、カラオケなど) ・趣味活動(書道・茶道・俳句・短歌・民謡・舞踊・手芸など) |
| 3. 健康活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・ニチレクボール、ゲートボール、グラウンドゴルフ、輪投げ、ボウリング等軽スポーツ活動 ・歩け歩け運動(ウォーキング) ・健康教室(フレイル予防、みんなで体操等)への参加 ・健康学習会 ・ラジオ体操 |
| 4. 社会参加活動 (ボランティア活動) | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動 ・世代間交流行事への参加活動(ふれあい給食会・こども会交流等への参加) ・友愛訪問活動(寝たきり高齢者への訪問活動・一人暮らし高齢者への一声活動) ・道路・公園・集会所・公共施設等の清掃活動及び廃品回収活動 ・花いっぱい運動等の清掃美化活動 ・「社会奉仕の日」の一斉奉仕活動(9月 20 日) ・老人ホーム等の社会福祉施設の慰問活動 ・募金活動 ・交通安全運動への協力活動 ・防火・防犯のパトロール活動 |
| 5. その他の活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラブの運営に関わる役員会や総会等 ・親睦旅行の開催 ・新年会、忘年会、敬老会、誕生会などの開催 ・会員募集活動 ・各部会・各クラブ交流活動 ・その他の活動(特選演芸会など)  |

(2) 補助対象経費について(No.1-3、No.2-3関係)

補助対象・対象外の判断基準

- ①高齢者クラブとして取り組んでいる活動かどうか。(個人的なものではないこと)
- ②公金である補助金から支出するのに適しているかどうか。

解説:判断基準①について

ウォーキングや体操・ヨガなどの場合、高齢者クラブの「健康活動」として皆さんで集まって行うのであれば、補助対象となります。

(日課として個人で行う場合は、補助の対象外になります。)

また、高齢者クラブの活動に使用する物品を購入する場合について、皆さんで共有して使用する物品は補助対象となります。

(個人所有とみなされるものは、補助の対象外になります。)

≪ポイント≫ 個人で行う活動や個人の所有となる物品は対象外となります。

解説:判断基準②について

会員同士の親睦を深めるには、クラブとしての健康づくりや生きがいくりの活動だけでなく、旅行や会食なども大切な機会と考えております。

一方で、飲食を伴う活動や慶弔に関する活動は、社会通念上、会費や参加費などから支出するようお願いします。

≪ポイント≫ 飲食費や慶弔費は、皆さんの会費や参加費でお願いします。

例1 体操教室を計画・実施した場合

| | |
|------------|---|
| 会場代(賃借料) | ○ |
| 講師の謝礼(報償費) | ○ |

| | |
|----------------------|---|
| 水分補給のための 飲み物 | ○ |
| 体操で使用する物品 (タオルなど) | ○ |

例2 敬老会を計画・実施した場合

| | |
|------------------|---|
| 会場代(賃借料) | ○ |
| 式次第作成 (事務諸費) | ○ |
| 案内文の郵送料 (郵送費) | ○ |

| | |
|-----------------|---|
| 記念品 (紅白饅頭など) | × |
| お弁当 | × |
| 水分補給のための 飲み物 | ○ |

例3 登下校の見守り活動をした場合

| | |
|-----------|---|
| 旗や帽子の購入費 | ○ |
| ジャンパーの購入費 | ○ |

| | |
|-----------------|---|
| 水分補給のための 飲み物 | ○ |
| 軽食 (お弁当やお菓子) | × |

活動費

| | | 補助対象になる経費 | 補助対象にならない経費 |
|------------------------------|-----------------|------------------------------------|------------------|
| ① 教養活動事業費 (学習活動費) | | 研修会を開催するための会場費 | お弁当代 |
| | | 研修会場への旅費 | 研修時のお菓子代 |
| | | バス研修のバス代 | 宿泊費 |
| | | 資料等の購入費(材料、資料) | 史跡等の拝観料(入館料) |
| | | 講師謝礼金、謝礼品 | 会員個人に配布する書籍、DVD代 |
| | | チラシ印刷代 | |
| | | 通信運搬費 | |
| | | 教養向上を目的とした、書籍、DVD代 | |
| た② め生の のきが 動い 費の | | 補助対象になる経費 | 補助対象にならない経費 |
| | | 会場費 | 茶話会のお菓子代 |
| | | 趣味活動の備品購入費・材料費 (カラオケ機器、絵具、折り紙等) | イベントへの景品代 |
| | | 料理教室の材料費 | 個人所有になる備品購入費 |
| | クラブで作成する会報誌の印刷代 | | |
| ③ 健康 活動費 | | 補助対象になる経費 | 補助対象にならない経費 |
| | | 会場費 | 昼食代 |
| | | クラブ代表として参加するスポーツ大会への旅費 | スポーツ大会等での景品代 |
| | | クラブ全体で健康増進のため利用する備品購入費(血圧計など) | |
| | | 審判員講師等への謝礼金 | |
| | | スポーツ用品、消耗品の購入費 (例:ゼッケン、旗、ボールなど) | |
| | | プログラム等の印刷代 | |
| | 水分補給のための飲料代 | | |

活動費のつづき

| 活動費のつづき | | |
|----------------|--------------------------------------|----------------------------|
| ④ 社会参加活動事業費 | 補助対象になる経費 | 補助対象にならない経費 |
| | 清掃用具などの購入費 | 昼食代（お菓子代も含む） |
| | 地域見守り活動の旗の購入費 | 各種募金 （赤い羽根募金、歳末助け合い募金等） |
| | 防犯パトロール、登下校の見守り関連の道具の購入費（ゼッケン、のぼり旗等） | 町内会の寄付金等 |
| | 花の苗の購入費 | |
| | 町内会子ども会との交流に係る備品購入費 | |
| | 水分補給のための飲料代 | |
| ⑤ その他 | 補助対象になる経費 | 補助対象にならない経費 |
| | 敬老会、誕生会、新年会を開催するための材料費（看板、飾り付け等） | 敬老会、誕生会、新年会での食事代 |
| | パンフレット等の印刷代 | 市川市高齢者クラブ連合会の新年会会費 |
| | 開催通知や資料等を会員に送るための郵送料 | プレゼント代 |
| | 活動時に必要な感染予防のための物品の購入費（マスク、消毒液等） | 慶弔金 |
| | 活動に使用するカメラ、パソコン、プリンター等の購入費 | |
| 運営費 | | |
| 運営費 | 補助対象になる経費 | 補助対象にならない経費 |
| | 会議を開催するに必要な会場費 | 会議でのお菓子代 |
| | 資料等の印刷代 | 会員個人の旅費 |
| | クラブ代表として参加する研修会等への旅費 | 分担金（県老連・市高連会費含む） |
| | コピー用紙や文具等の消耗品費 | |
| | 補助金書類送付時の郵送料 | |
| 会議の飲料代 | | |

(3) 市川市高齢者クラブ補助金額(令和8年度早見表) (No.2-3関係)

基準額 : 62,000円

人数割増額 : 20人を基準+1人につき500円加算

| 会員数 | 補助金額 | 会員数 | 補助金額 | 会員数 | 補助金額 |
|-----|---------|-----|---------|------|----------|
| 20人 | 62,000円 | 44人 | 74,000円 | 68人 | 86,000円 |
| 21人 | 62,500円 | 45人 | 74,500円 | 69人 | 86,500円 |
| 22人 | 63,000円 | 46人 | 75,000円 | 70人 | 87,000円 |
| 23人 | 63,500円 | 47人 | 75,500円 | 71人 | 87,500円 |
| 24人 | 64,000円 | 48人 | 76,000円 | 72人 | 88,000円 |
| 25人 | 64,500円 | 49人 | 76,500円 | 73人 | 88,500円 |
| 26人 | 65,000円 | 50人 | 77,000円 | 74人 | 89,000円 |
| 27人 | 65,500円 | 51人 | 77,500円 | 75人 | 89,500円 |
| 28人 | 66,000円 | 52人 | 78,000円 | 76人 | 90,000円 |
| 29人 | 66,500円 | 53人 | 78,500円 | 77人 | 90,500円 |
| 30人 | 67,000円 | 54人 | 79,000円 | 78人 | 91,000円 |
| 31人 | 67,500円 | 55人 | 79,500円 | 79人 | 91,500円 |
| 32人 | 68,000円 | 56人 | 80,000円 | 80人 | 92,000円 |
| 33人 | 68,500円 | 57人 | 80,500円 | 81人 | 92,500円 |
| 34人 | 69,000円 | 58人 | 81,000円 | 82人 | 93,000円 |
| 35人 | 69,500円 | 59人 | 81,500円 | 83人 | 93,500円 |
| 36人 | 70,000円 | 60人 | 82,000円 | 84人 | 94,000円 |
| 37人 | 70,500円 | 61人 | 82,500円 | 85人 | 94,500円 |
| 38人 | 71,000円 | 62人 | 83,000円 | 86人 | 95,000円 |
| 39人 | 71,500円 | 63人 | 83,500円 | 87人 | 95,500円 |
| 40人 | 72,000円 | 64人 | 84,000円 | 88人 | 96,000円 |
| 41人 | 72,500円 | 65人 | 84,500円 | 89人 | 96,500円 |
| 42人 | 73,000円 | 66人 | 85,000円 | 90人 | 97,000円 |
| 43人 | 73,500円 | 67人 | 85,500円 | 100人 | 102,000円 |

計算式

21人以上の時 62,000円 + [(会員数-20人)×500円] = 補助金額

★【記載の際に留意いただきたいこと】



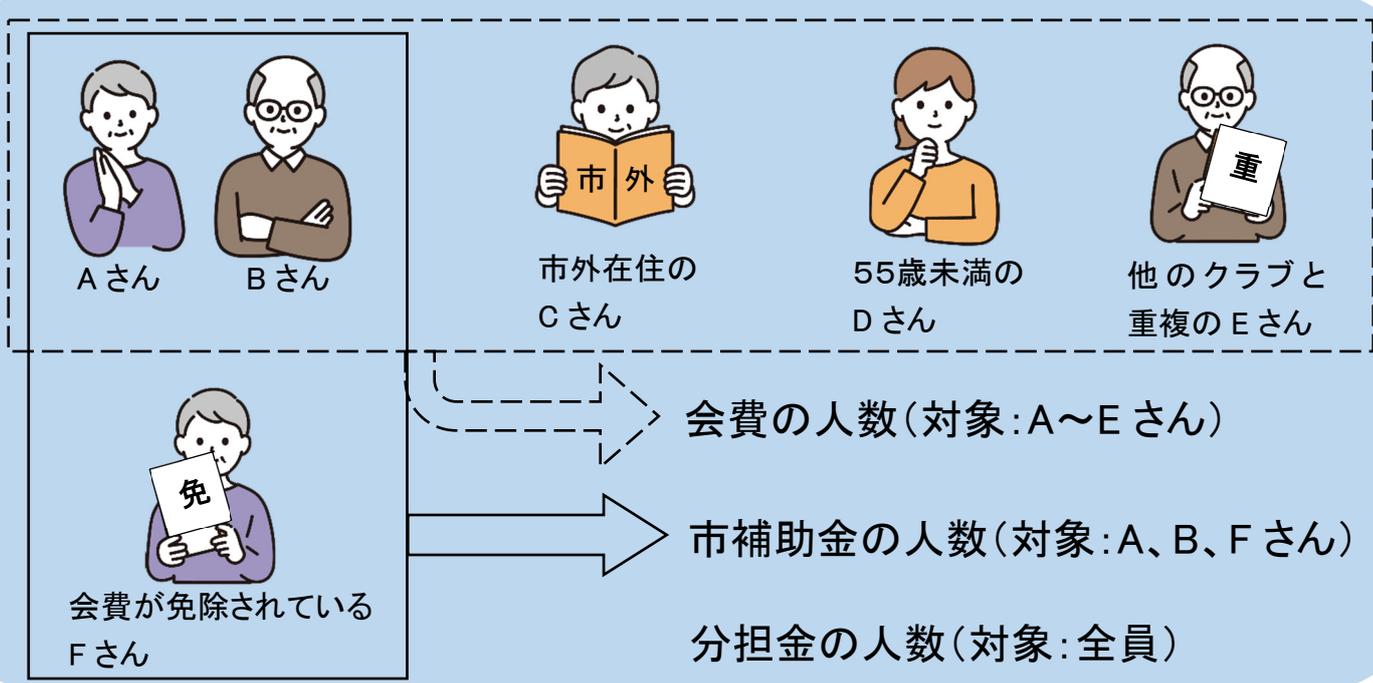
会費、市補助金、分担金を計算するときの人数は、それぞれ異なる場合があると聞きました。どのように計算するのですか？

下の表をご覧ください。

市補助金は、市外在住者など、人数に含まれない方がいます。また、会費について、各クラブの会則により支払いが免除されている会員がいる場合があります。



| | |
|----------------------------------|---|
| 会費の人数 (収入の部「会費収入」の積算に使う人数) | 各クラブで会則に基づき集金した会費の人数。 (各クラブの会則により、支払いが免除されている会員がいる場合があります。) |
| 市補助金の人数 (収入の部「補助金収入」の積算に使う人数) | 以下の方を除いた人数。 ①市外在住者 ②55歳未満 ③他のクラブにも所属し別のクラブの人数に入れている方(重複) |
| 分担金の人数 (支出の部「分担金等支出」の積算に使う人数) | 全ての会員数。 (No.2-4「会員名簿・年齢別等状況表」の人数と同じ人数です。) |



9 参考資料 令和8年度市川市高齢者クラブ連合会 分担金額早見表

(市川市高齢者クラブ連合会)

| 会員数 | 分担金 | 会員数 | 分担金 | 会員数 | 分担金 |
|-----|---------|-----|---------|------|---------|
| 20人 | 16,200円 | 44人 | 18,120円 | 68人 | 20,040円 |
| 21人 | 16,280円 | 45人 | 18,200円 | 69人 | 20,120円 |
| 22人 | 16,360円 | 46人 | 18,280円 | 70人 | 20,200円 |
| 23人 | 16,440円 | 47人 | 18,360円 | 71人 | 20,280円 |
| 24人 | 16,520円 | 48人 | 18,440円 | 72人 | 20,360円 |
| 25人 | 16,600円 | 49人 | 18,520円 | 73人 | 20,440円 |
| 26人 | 16,680円 | 50人 | 18,600円 | 74人 | 20,520円 |
| 27人 | 16,760円 | 51人 | 18,680円 | 75人 | 20,600円 |
| 28人 | 16,840円 | 52人 | 18,760円 | 76人 | 20,680円 |
| 29人 | 16,920円 | 53人 | 18,840円 | 77人 | 20,760円 |
| 30人 | 17,000円 | 54人 | 18,920円 | 78人 | 20,840円 |
| 31人 | 17,080円 | 55人 | 19,000円 | 79人 | 20,920円 |
| 32人 | 17,160円 | 56人 | 19,080円 | 80人 | 21,000円 |
| 33人 | 17,240円 | 57人 | 19,160円 | 81人 | 21,080円 |
| 34人 | 17,320円 | 58人 | 19,240円 | 82人 | 21,160円 |
| 35人 | 17,400円 | 59人 | 19,320円 | 83人 | 21,240円 |
| 36人 | 17,480円 | 60人 | 19,400円 | 84人 | 21,320円 |
| 37人 | 17,560円 | 61人 | 19,480円 | 85人 | 21,400円 |
| 38人 | 17,640円 | 62人 | 19,560円 | 86人 | 21,480円 |
| 39人 | 17,720円 | 63人 | 19,640円 | 87人 | 21,560円 |
| 40人 | 17,800円 | 64人 | 19,720円 | 88人 | 21,640円 |
| 41人 | 17,880円 | 65人 | 19,800円 | 89人 | 21,720円 |
| 42人 | 17,960円 | 66人 | 19,880円 | 90人 | 21,800円 |
| 43人 | 18,040円 | 67人 | 19,960円 | 100人 | 22,600円 |

内 訳 ※市川市高齢者クラブ連合会 会則・規定集より抜粋

県老連会費:年3,000円+(会員数×60円)+市高連会費:年2,000円+(会員数×20円)+分担金:年9,600円

※分担金は毎年会員数の増減により変わります

×モ

高齢者クラブおすすめ講師情報

福祉・医療・公的機関など

令和8年1月現在

| 名称 | 内容 | 申込先 |
|-------------|---|---------------------------------------|
| 市川市社会福祉協議会 | ・成年後見制度の紙しばい ・遺言ノート書き方講座 | 市川市社会福祉協議会 047-320-4002 |
| 高齢者サポートセンター | ・介護保険の説明 | 高齢者サポートセンター (連絡先はチラシ参照) |
| 市川市歯科医師会 | ・口腔ケアについて | 口腔サポートセンター 047-332-0187 |
| 市川市薬剤師会 | ・薬に関する相談 | 薬剤師会 047-700-3700 |
| 市川市地域包括支援課 | ・介護予防について ・フレイル予防について ・認知症サポーター養成講座 ・地域リハビリテーション活動支援事業 | 地域包括支援課 047-712-8521 |
| 市川市消費生活センター | ・悪徳商法、消費生活被害について | 消費生活センター 047-712-8629 |
| 市川市地域防災課 | ・災害、減災 ・自主防災組織 | 地域防災課 047-704-0065 |
| 市川市交通計画課 | ・自転車安全利用講習会 | 交通計画課 047-712-6341 |
| 市川市消防局救急課 | ・出張型救命講習 | 消防局救急課 047-333-2111 (音声ガイダンス2番) |
| 市民安全課 | ・特殊詐欺、防犯 | 市民安全課 047-334-1129 |
| 千葉県営水道 | ・水道出前講座 | 千葉県営水道 043-211-8632 |

企業

| 名称 | 内容 | 申込先 |
|--------------------|--|----------------------------|
| 千葉県ヤクルト販売株式会社 | ・腸の健康について ・(オンライン)ヤクルト工場見学 | ヤクルト販売株式会社 043-311-8960 |
| リハライフ市川 ※費用負担あり | ・eスポーツ ・元気ハツラツ体操 ・フレイル&シナプソロジー | リハライフ市川 047-711-1025 |
| 株式会社エータイ | ・お墓じまい ・お墓選びの講座 ・エンディングノートの書き方 ・もしバナゲーム大会 | 株式会社エータイ 03-6328-3526 |

ボランティアグループ・市民団体

| 名称 | 内容 | 申込先 |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|
| NPO 法人歌のボランティア いちかわシャンテ ※費用負担あり | ・唱歌や童謡を共に歌う ・ボランティア育成のための養成講座、 研究会の開催 | 代表:小澤 047-336-4107 |
| 市川民話の会 | ・市川の民話 | 代表:湯浅 090-8819-7175 |
| 市川案内人の会 | ・市川の街ガイド ・市川の歴史の講座 | いちかわ観光物産 インフォメーション 047-335-1711 |

個人ボランティア

| 内容 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・落語 ・ちぎり絵 ・マジックの披露 ・ホームページの作成 ・その他 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・胡弓の演奏 ・ウクレレの演奏 ・フラダンスの披露 ・笑いヨガ |
| <p>【ボランティアに関する問い合わせ】 市川市社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアセンター 047-320-4002</p> |

ご留意いただきたい点

- ・申し込み、お問合せは、各団体へ直接お願いいたします。
- ・講師派遣にあたり、条件がある場合もございます。各団体へ事前にご確認ください。
(平日や土日の可否、利用料金、駐車場の有無、最低必要人数、申込み期限等)

作成

市川市高齢者クラブ連合会
市川市福祉部地域共生課



他にも情報が
ありましたら
ご紹介ください!

高齢者クラブ活動事例紹介

現在、高齢者クラブ数や会員数は全国的に減少傾向にあり、市川市でもクラブ数や会員数の減少を踏まえた新規クラブの起ち上げや、既存クラブへの会員加入促進が課題となっています。高齢者クラブの活動を更に活性化させるため、北部圏域、南部圏域からいくつかのクラブへ市の補助金を使った活動事例をお聞きました。

※昨年度ご紹介したクラブの内容を含みます。



北部圏域(①～⑥、⑨～⑰部会)

○2部会 須和田1丁目友和会 (会員数 25名)

【補助金で使ったもの】 備品購入費など

【活動例】

- ・健康づくりで体を動かすクラブで知り合った方との交流がきっかけで、角界の方をお招きする会を開くことが出来た。めったにない交流の機会を得ることが出来た。
- ・屋内だけでなく、外出して美術鑑賞などの実施
- ・会専用のLINEを活用してチラシ添付や、出欠席など密な連絡を取り合っている。

○4部会 宮久保台緑会 (会員数 49名)

【補助金で使ったもの】 会場費、講師謝礼金、タオルの購入、会報誌等の印刷費用など

【活動例】

- ・月2回ほど健康づくりの体操を実施しており、会員同士の団結力を深めるためタオルを購入している。
- ・会報誌の発行や出席カードの作成を行い、継続的に参加できるよう意欲を高めている。

○15部会 大洲第二鶴令会 (会員数 25名)

【補助金で使ったもの】 講師謝礼金、工芸活動の材料費、防犯パトロール用品など

【活動例】

- ・季節ごとに和紙を使った工芸活動を行っている。毎年恒例のものでは、干支にちなんだ作品を制作している。
- ・大洲エリアにある他の3クラブの役員で打ち合わせを実施。自治会の協力もあり会員が増加している。
- ・例会での地域音楽サークルを招いての演奏や、社会奉仕活動として江戸川土手、大洲防災公園の清掃を実施している。



南部圏域(⑦、⑧、⑱～㉓部会)

○7部会 妙典3丁目おむすび会 (会員数 36名)

【補助金で使ったもの】 花壇作成、誕生日カード作成、会報誌の印刷の費用、
スポーツ用具の購入など

【活動例】

- ・女性会員からの意見で、花壇づくりを実施。レンガや肥料を補助金で購入し、野菜や花を育てている。
- ・ポッチャやグラウンドゴルフの道具を購入し、月2回実施している。
- ・年に1回誕生日カードに役員からのメッセージを書き、見守りもかねて訪問を行っている。
- ・会員ではない一人暮らしの方にも訪問を行い、その際に事業の報告や会報誌を配付している。

○18部会 行徳よつば会 (会員数 31名)

【補助金を使ったもの】 会報誌印刷 備品購入費など

【活動例】

- ・結成が令和6年、会員の皆さんがクラブで集った際、何をしたいか、何をやりたいか、の意見を出してもらい、会長が取りまとめて月替わりの行事をおこなっている。
- ・次回の行事予定(周知)と、行事が終わった際の、参加された方の感想(報告)など、会報誌を活用している。行事の内容に興味のあるもの、ないものなど自由に参加を募っている。
- ・同じような行事にならないよう、毎月趣向を凝らした行事を考えている。
- ・会場はほとんど備品が無いので、カラオケなどを楽しむときは、個人の36インチテレビを自宅から運んで、パソコンにつないで大きな画面をみながら楽しんでいる。

○19部会 福栄かもめ元気会 (会員数 44名)

【補助金で使ったもの】 清掃用具、ペンキの購入など

【活動例】

- ・会員の高齢化により、イベントの実施も難しい。そのため、今年度補助金の用途について、会員で話し合い、清掃用具(ハサミ)を購入した。「高齢者クラブの周知」「町を綺麗にする運動」の一つとして町内のごみ捨て場(10か所)に寄附を行った。
- ・公園内にある高齢者クラブ所有の物置について、ペンキを塗り、長く使えるようにした。

補助金申請書類 よくある書き間違い

補助金申請書類につきまして、間違いやすい項目を掲載させていただいております。ご提出いただく前に、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

□ (No.1-1) 高齢者クラブ名は正式名称で記入してありますか？

高齢者クラブ名は省略等をせず、正式名称で記入してください。(No.1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 3)に記載する箇所がございます。5カ所とも、統一した高齢者クラブ名を記入してください。

□ (No.1-3) 備考欄にレ点を入れてありますか？

費目の内訳について、該当するものにレ点を入れてください。レ点を入れる項目は4項目ございます。

- ・収入の部 ③その他の収入
- ・支出の部 ①活動費
- ・支出の部 ②運営費
- ・支出の部 ④その他の経費

以下の数字は、同封のNo.4の補助資料に書かれていますので、転記してください。

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 収入の部② 補助金収入 | 収入の部④ 前年度繰越金 | 支出の部③ 分担金等支出 |
|-------------|--------------|--------------|

□ (No.2-1) 右上の日付は未記入になっていますか？

申請書類の右上の日付は未記入にしてください。No.3についても同様です。

□ (No.2-3) 備考欄にレ点を入れてありますか？

費目の内訳について、該当するものにレ点を入れてください。レ点を入れる項目は4項目ございます。

- ・収入の部 ③その他の収入
- ・支出の部 ①活動費
- ・支出の部 ②運営費
- ・支出の部 ④その他の経費

□ (No.2-3)補助対象人数は合っていますか？

市外在住者、55歳未満の方、他クラブと重複の方は、「市川市高齢者クラブ補助金」の補助対象人数には含まれません。

No.2-4も同様です。

※補助対象人数の考え方について、詳しくは13ページもご覧ください。

□ (No.3)右上の日付・中央の日付は未記入になっていますか？

申請書類の右上の日付、中央の日付ともに未記入にしてください。

今年度に各クラブへ振込を行った際の口座情報が予め印字されています。

※変更なしの場合には、口座情報はそのまま、それ以外の欄を埋めて、ご提出ください。

※変更ありの場合には、同封している様式3号の白紙にご記入の上、ご提出ください。

□ (No.4)書類作成者の名前・連絡先は記入してありますか？

申請書類の提出後、地域共生課から内容について確認のご連絡を差し上げることがあります。作成者の名前・連絡先を記入してください。

No.4の書類の未提出、または作成担当者を未記入でご提出された場合には、原則として各クラブ会長に確認のご連絡をさせていただきます。

ご不明点がありましたら、地域共生課担当者までお気軽にご連絡ください。
また補助金申請書類の書き方説明会もぜひご利用ください。



市川市高齢者クラブ補助金交付規則

(目的)

第 1 条 この規則は、高齢者クラブに対し、市川市高齢者クラブ補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより高齢者クラブの運営を助成し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「高齢者クラブ」とは、次に掲げる要件を満たした団体で、市長が認めたものをいう。

- (1) 生活と地域を豊かにする活動を行うため、高齢者が自主的に組織していること。
- (2) いかなる政治団体又は宗教団体にも属していないこと。
- (3) 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上であること。
- (4) 活動が円滑に行われる程度の市内の一定区域内に住む者で構成されていること。
- (5) 会員数は、20 人以上であること。
- (6) 会費によって運営されていること。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、一の高齢者クラブにつき年額 62,000 円に、20 人を超える会員の数に 500 円を乗じて得た額を加算した額とする。

2 年度途中において結成し、又は解散した高齢者クラブに対する補助金については、結成した場合にあっては交付申請を受けた日の属する月から当該年度の終了する月までを、解散した場合にあっては当該年度の始まる月から解散した日の属する月までを交付の対象とし、その額は、前項で定めた額に基づき月割計算により算出した額とする。この場合において、当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 年度途中において結成し、かつ、当該年度途中において解散した高齢者クラブに対する補助金については、前項の規定を準用する。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする高齢者クラブは、市川市高齢者クラブ補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収入支出予算書
- (3) 会則
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請は、毎年 4 月 1 日から同月 30 日までの間に行わなければならない。ただし、年度途中において結成した高齢者クラブの交付申請その他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(交付の決定)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付申請を受けたときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、市川市高齢者クラブ補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により高齢者クラブに通知するものとする。

(交付の請求)

第 6 条 前条の規定により補助金を交付する旨の決定通知を受けた高齢者クラブは、市川市高齢者クラブ補助金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第 7 条 市長は、前条の規定により高齢者クラブから補助金の交付請求を受けたときは、当該交付請求を受けた日の属する月の翌月に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第 8 条 補助金の交付を受けた高齢者クラブは、高齢者クラブ事業実績報告書(様式第 4 号)に次に掲げる書類を添えて年度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収入支出決算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(解散の届出等)

第 9 条 高齢者クラブが年度途中において解散したときは、当該高齢者クラブは、高齢者クラブ解散届(様式第 5 号)を速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、既に補助金の交付を受けた高齢者クラブがあるときは、解散した日の属する月の翌月分以後の補助金については、これを市長に返還しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 10 条 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は既に補助金の交付を受けた高齢者クラブがあるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

公益財団法人 全国老人クラブ連合会より

老人クラブってなに？

老人クラブについて

老人クラブとは ～地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です～

活動の目的

- (1) 仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、
- (2) その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組む
- (3) 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とします。



会 員

入会を希望する高齢者で、概ね60歳以上の方を対象としています。

- ・ 準会員や協力会員制度を取り入れ、60歳未満の方の参加も受け付けているクラブもあります。

組 織

日常的に声をかけ合い、歩いて集まることのできる小地域の範囲で組織しています。
クラブの規模は、おおむね30名から100名を標準としています。

運 営

- ・ 会員本意の自主的かつ民主的な運営をしています。
- ・ クラブ活動の財源は、会員の会費によってまかなうことを基本とします。

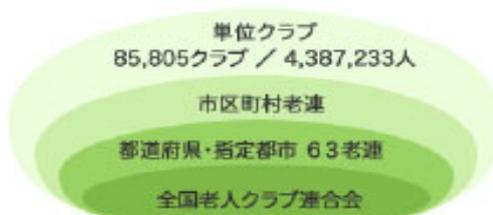
国・地方公共団体の支援

高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向け、国、地方自治体から支援を受けています。

連 合 会

小地域ごとの老人クラブ(単位クラブ)を核に、市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に老人クラブ連合会(老連)を組織しています。

全国のクラブ数・会員数一覧はこちら>>



※令和4年3月末現在 / 厚生労働省報告例

老人福祉法における「老人クラブ」の位置づけ

老人クラブは、昭和38年8月に施行された「老人福祉法」において、老人福祉を増進するための事業を行う者として位置付けられています。

- 第13条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。
- 2 地方公共団体は、老人福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。